

(政務活動費用)

(様式1)

出張報告書

平成30年3月16日

釧路市議会議長 渡辺 慶藏 様

会派名 自民クラブ

代表者名 草 島 守 之



次のとおり、政務活動費による出張を終えましたので報告します。

受 命 者	三木 均
出 張 先	札幌市
期 間	平成30年2月26日 ~ 平成30年2月27日(2日間)
用 務	研修 平成29年度スクールソーシャルワーカーフォーラム
調査(研修) 結果等の概要	別紙報告書の通り
備 考	

注) 1 資料等がある場合、添付すること。資料は、事務局経由で会派へ返却するので、本出張報告書(原本)とともに会派で保管すること。

2 調査結果等の概要は、別紙による記載も認める。

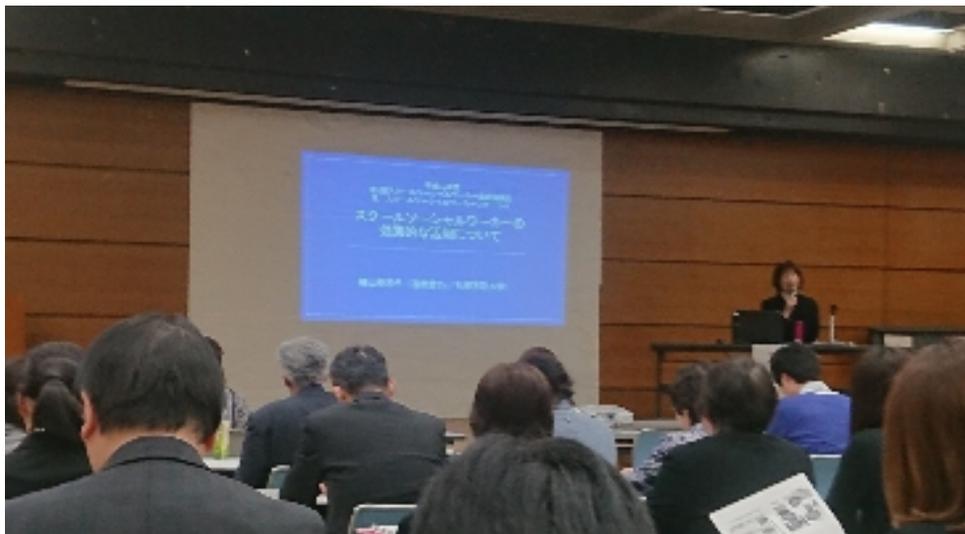
平成 29 年度スクールソーシャルワーカーフォーラム

主 催 北海道教育委員会

日 時 平成 30 年 2 月 26 日（月） 13:00～16:00

場 所 道庁別館地下大会議室

参加者 三木 均



北海道教育委員会では、いじめ、不登校、暴力行為などの背景にある、児童生徒の置かれた環境の問題に働きかけ、支援を行う「スクールソーシャルワーカー」（以後 SSW と省略）の配置を進めている。SSW の役割や活用の状況について理解を深めるためのフォーラムを定期的で開催しており、本会は平成 29 年度 2 回目の開催である。

進行としては、Ⅰ 説明 ① 概要の説明（上述）、Ⅱ 講話「スクールソーシャルワーカーの効果的な活用について」、Ⅲ 説明 ② ア 少年非行の現状と課題、イ 児童の虐待の現状と課題、ウ 特別支援教育の現状と課題、Ⅳ パネルディスカッションの構成で進められた。以下要約である。

Ⅱ 講話「スクールソーシャルワーカーの効果的な活用について」

講師 横山 登志子氏（道教委 SV・札幌学院大学教授）

「SSW の現状と課題」ということで、2016 年度に実施した道教委 SSW 実態調査からみえた課題の整理が報告された。課題としては 1) いかに人材を確保し安定的に長期的な視野で事業を展開するか（勤務体制の拡充と安定化）、2) いかに SSW を機能させるか（教育委員会内での SSW の位置づけの明確化）、3) 業務上の移動や移動手段、連絡手段などとその費用の問題（事業運営面の整備・配置）、4) いかに学校に浸透させ、適切に活用してもらうか（学校への周知と協働体制）、5) いかに SSW をバックアップし効果的にするか（SSW のバックアップ体制の整備）、6) いかに地域をアセスメントし展開するか（地域資源のネットワーク構築）、7) 事例検証、スキル研修、実践力向上、最新の情報理解（SSW の実践の質的向上にむけた取り組み）などである。

こうした点を踏まえ、SSW 活用事業が機能していくポイントとして、1. SSW 活用事業の地域にあった戦略づくり（制度設計）と明確な目標及び評価、2. 市教委の担当主事・SSW がどのように学校と協働していくのか（両者による地域・学校分析、学校協働）、3) SSW が個人・学校・地域を視野においた実践力（特にアセスメントとプランニング）をもつことなどが重要である。

ここ 2 年間は、子ども・保護者・地域へのアプローチに焦点をあてて全体協議会や地域別研修会を進めてきたが、学校や教育委員会へのアプローチも重要であり、新年度はこの点に焦点をあてて取り組む。

Ⅲ 説明

② ア 少年非行の現状と課題

講師 道警生活安全部少年課非行対策第一係長 丸山 仁氏

過去 5 年間の少年非行及び福祉犯被害少年の推移をみると、少年非行は減少傾向にあるが、福祉犯被害は増加傾向にある。特にコミュニティサイト等の利用に起因する福祉犯の被害が多く、平成 29 年の福祉犯被害総数 215 中、105 人で 51%に達している。この中で自撮り被害が 41 人を占め前年にくらべ 13 人増加し過去最高を記録している。

罪種別では北海道青少年健全育成条例違反が 42 名、児童ポルノ違反が 41 名、児童買春 24 名、児童福祉法違反が 2 名と平成 28 年と比べ 51.4%増加、学職別では 109 人中、高校生が 57 人、中学生が 40 人、その他 10 人、小学生が 2 人となっていて全体の 89%が中高生被害である。サイト別では Twitter や Line 等の「情報交流系」の利用が 49 人と 5 割を占め、アクセス手段としてスマートフォンの利用が 92 人と約 9 割を占めている。

こうしたことからサイバー補導の強化やフィルタリング、インターネットの利用指導に力を入れている。また、道内 5 か所にある少年サポートセンターでは重大な非行の前兆となる不良行為を行った少年、犯罪等の被害にあった少年及び家族に対して警察官、少年警察補導員、少年心理専門官、スクールサポーターなどが協力して街頭補導、継続補導、少年相談など指導・支援を行っている。

イ 児童の虐待の現状と課題

北海道中央児童相談所子ども支援課児童福祉司 安部 孝美

道の児童相談所における児童虐待相談件数は全道・全国的に増加している。経路別相談対応数（道児相分）では制度改正による警察からの連絡を中心に増えている。種別では心理的 DV が多くネグレクトも増加傾向にある。年齢別相談対応比では全体の 4 割が 0 歳から就学前であり、小学生、中学生、高校生の順となる。

児童虐待には身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待などがあるが、対応として発生育防（母子保健）、早期発見・早期対応（関係機関・児相）、保護・自立支援（施設・教育）とい

う「切れ目のない支援」体制が必要である。特に起こる前に困っている人を見つけ指導するという早期発見・対応が重要である。こうしたことから、市町村における支援拠点として、市町村、保健機関、学校・教育委員会、民生・児童委員、保育所、民間団体、児童相談所、弁護士会、医療機関、警察による要保護児童対策地域協議会の機能強化が進められている。これらの調整機関としての市町村の役割は重要であるが、専門職を配置することが難しいという現状も問題点として挙げられる。

ウ 特別支援教育の現状と課題

北海道立特別支援教育センター教育課主査兼知的障害教育室長 飯野 宏

特別支援教育は今年で平成19年の本格実施から11年目にあたる。学習指導要領の改定もあり、今大きな転換期を迎えつつある。要支援者数・割合が増加傾向にある中で、今後の特別支援教育の推進として、校内教育委員会の設置・実態把握・特別支援教育コーディネーターの指名など「国や道の施策による推進」という量的拡大から質的向上即ち、小中学校等における組織的な対応力の強化・関係機関とのネットワークの構築・地域への理解啓発など特別支援学校のセンター的機能の発揮といった「地域の実態に応じた特別支援教育の浸透」が求められる。

これらを踏まえ、市町村教育委員会の主体的な取り組みへの支援、地域からの多様なニーズへの対応、地域への理解・啓発を図る取組として教育相談事業、研究・研修事業、広報啓発事業など北海道の広域性に対応した支援体制の充実に向けた取組を進める予定である。その中で常に忘れてならないのは「子どもの思いに寄り添う・信頼関係」であり、これが支援体制の基盤とならなければならない。

IV パネルディスカッション

ここでは、ぐ犯行為（事例：万引き）のあった生徒について、本人の特性や家庭環境の共通理解に基づく対応をするため、SSW が関係機関との連携体制を構築したケースと猥褻行為を伴ったゲーム遊びを巡り、警察と連携した協議や家庭訪問による、加害者側と被害者側の両方が納得する解決を提示できたケースが報告された。

以上がフォーラムの内容であるが、学校や児童・生徒をめぐる様々な問題は単に学校や家庭だけで解決をはかるのは難しいことは言うまでもない。対象者は地域も含め家庭環境や様々なしがらみの中で生きていて、問題解決のためにはそうした関係を見極め対処していく SSW の存在は非常に大きい。それ故、SSW のバックアップする体制の構築・強化が急務である。釧路市は SSW を2名配置していて中学校を中心に活動しているときくが、バックアップ体制の強化と増員が今後益々必要になるのではないだろうか。